

◎受動喫煙防止について◎

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号 抜粋）

第 25 条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

受動喫煙防止対策について（厚生労働省健康局長 平成 22 年健発 0225 第 2 号 抜粋）

1 法第 25 条の規定の制定の趣旨

法第 25 条の規定において「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」こととした。また、本条において受動喫煙とは「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」と定義した。

受動喫煙による健康への悪影響については、科学的に明らかとなっている。^{注)}

注) 受動喫煙による健康への悪影響については、流涙、鼻閉、頭痛等の諸症状や呼吸抑制、心拍増加、血管収縮等生理学的反応等に関する知見が示されるとともに、慢性影響として、肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇を示す疫学調査があり、IARC（国際がん研究機関）は、証拠の強さによる発がん性分類において、たばこをグループ 1 と分類している。

また、受動喫煙により非喫煙妊婦であっても低出生体重児の出産の発生率が上昇するという研究報告がある。

また、国際機関や米英をはじめとする諸外国における公的な総括報告においては、受動喫煙の煙中には、ニコチンや一酸化炭素など様々な有害化学物質が含まれており、乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や喘息発作の誘発など呼吸器疾患の原因となり、特に親の喫煙によって、子どもの咳・たんなどの呼吸器症状や呼吸機能の発達に悪影響が及ぶなど、様々な報告がなされている。

3 今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性

今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。一方で、全面禁煙が極めて困難な場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとする。

◎受動喫煙の健康影響について◎

世界保健機関（WHO）

受動喫煙による健康への悪影響については、世界保健機関（WHO）の下で 2005 年（平成 17 年）に公布された、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（略称：たばこ規制枠組条約第 8 条）において、「たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されている」と規定されている。

たばこ規制枠組条約（抄）

第 8 条 たばこの煙にさらされることからの保護

1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。

国際がん研究機関（IARC）

受動喫煙はグループ 1（ヒトに対する発がん性がある）に分類されている。

（発がん性分類より）

- ・グループ 1 ヒトに対して発がん性がある
- ・グループ 2A ヒトに対しておそらく発がん性がある
- ・グループ 2B ヒトに対して発がん性があるかもしれない
- ・グループ 3 ヒトに対する発がん性については分類できない
- ・グループ 4 ヒトに対しておそらく発がん性がない

受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書

（平成 21 年 3 月公表：厚生労働省健康局）

国際機関や米英を始めとする諸外国における公的な総括報告に基づき、職場に関連すると考えられるものについて、以下のような報告を行っている。

- ① 受動喫煙は、ヒトに対して発がん性がある化学物質や有害大気汚染物質へのばく露である。
- ② 受動喫煙の煙中には、ニコチンや一酸化炭素など様々な有害化学物質が含まれており、特にヒトへの発がん性がある化学物質であるベンゾピレン、ニトロソアミン等も含まれている。
- ③ 受動喫煙によって、血管内皮細胞の障害や血栓形成促進の作用が認められ、冠状動脈疾患の原因となる。
- ④ 受動喫煙によって、急性の循環器への悪影響がある。

日本産業衛生学会許容濃度等に関する委員会

タバコ煙は第 1 群（人間に対して発がん性がある）に分類されている。

（日本産業衛生学会の分類より）

- ・第 1 群 人間に対して発がん性がある物質
- ・第 2 群 A 人間に対しておそらく発がん性があると考えられる物質 証拠がより十分な物質
- ・第 2 群 B 人間に対しておそらく発がん性があると考えられる物質 証拠が比較的十分でない物質

国立がん研究センター

「わが国では、約 6,800 人が受動喫煙によって毎年亡くなり、うち半数の約 3,600 人が職場での受動喫煙に起因すると推計される。」と公表された。

（平成 22 年 9 月 独立行政法人国立がん研究センター WHO「喫煙と健康」指定研究協力センター）